

入札等における「資本関係」・「人的関係」の取扱いについて (会津若松市競争入札心得の一部改正)

平成 29 年 2 月
総務部契約検査課

1 趣旨

本市執行の一般競争入札及び指名競争入札における公平性の確保を図るため、一定の資本関係又は人的関係を有する事業者や、組合及び共同企業体が同一の入札に参加することについて、国の取扱いに準じて制限します。

2 主な内容

本市執行の同一の入札において、資本関係、人的関係に関して応札者が、次のいずれかに該当した場合、両者を無効とします。ただし、入札執行までに該当する一者を除く全てが辞退した場合は、残る一者の入札は無効とならないものとします。

(1) 資本関係について

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係について

- ・一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) 組合とその組合員が同一の入札に参加した場合

(4) 共同企業体とその構成員が同一の入札に参加した場合

(5) 同一の構成員が重複して加入している共同企業体同士が同一の入札に参加した場合

※詳細については、別紙「資本関係」・「人的関係」の考え方について参照のこと。

3 適用日

平成 29 年 4 月 1 日以後に契約を締結する案件から適用します。